

イギリス国有化産業研究 における問題点

吉 武 清 彦

1. 序 言

産業国有化は、19世紀後半から現代に到る迄、社会主義者にとっても労働者階級にとっても最大の政策目標の一つであった。即ち基礎産業の国有化に依って生産手段の私的占有及び私的利潤の廃止が実現せられ、労働者階級の資本からの搾取が無くなり、かくて生産手段の公有と民主的管理とを通じて分配の一層の平等が実現せられると考えられたからであった。従って十数年前、当時のイギリス労働党政府の手に依って、イギリスの基幹産業——石炭・鉄鋼・運輸・ガス・電気——が国有化された時、それは一つの重要な社会主義実現への里程標と考えられ、⁽¹⁾ 当時の社会主義者達からは勿論のこと多くの進歩的な人々に依っても支持され、20世紀後半の資本主義が進むべき新しい方向を示唆するものとして注目せられた。⁽²⁾

しかし既に国有化以後十数年を経過し、イギリス国有化産業の実績に関しては多くの資料が公刊されておる。毎年各公社からそれぞれ年次報告書が公刊せられ、更に政府によって任命される特別委員会 Special Committee が折々国有化産業に関する調査研究を行ない報告書を公表しておる。これら公

(1) イギリス産業国有化の社会主義的意義に就いては、当時から多くの社会主義者達の間で異議があった。特にマルクス主義者は戦後のイギリス産業国有化の意義を低く評価しておる。P. M. スウィージーの如きはその代表的例であらう。Cf. P. M. Sweegy, *Socialism* (New York-Toronto-London, McGraw-Hill Co., 1949). P. M. スウィージー『社会主義』(野々村一雄訳、岩波全書) pp. 55~65.

(2) 例えば笠信太郎『新しい欧州』(河出書房、昭和廿三年) 65頁。

的な報告乃至調査だけでも既に可成りの量であるが、更にこの他に各政党のパンフレットも相当な数に及んでおり、また多くの学問的な研究もなされており、研究者が研究する材料には不足どころかむしろ多すぎる位であると云つてよい。

しかしながら、このような多数の資料にもかかわらず、過去十数年間のイギリス国有化産業の成果については、可成りまちまちの評価がなされておると云うのが実情であらう。例えば FBI, *Nationalization*, 1958. や K-Cohen, *Nationalization in Britain*, 1958. の如きは明らかに国有化産業の成果に就いては否定的であるが、H. Fagen, *Nationalization*, 1960. や J. Hughes, *Nationalized Industry in the Mixed Economy*, 1960. などは多くの積極的な役割を国有化産業の実績の中に見出しておる。これは FBI がイギリス資本家聯盟そのもので資本家階級を代弁しており、更に後者の Fagen はマルクス主義の立場に立ち、Hughes はフェビアン主義の立場を代表しておるのであるから、これらの人々のイギリス国有化産業の成果に関する評価が、それぞれの政治的立場によってまちまちであり、イデオロギー的色彩をもつのはある程度止むを得ないことなのであらう。

だが、国有化産業の今迄の業績が、かつて熱狂的な社会主義者達が期待した程素晴らしいものではなかったことは少なくとも明らかであると云つてよい。これに就いて W. R. Robson は次の如く述べておる。

「この幻滅は部分的には次の事実、即ち社会主義者達が、単なる国有化と云う事実だけに対して余りに多くのことを期待し過ぎ、そして彼等が国有化産業の将来計画・組織・経営・技術・労働に関して不十分な理解しか示さなかったことに基づくのである。⁽¹⁾」

これは貴重な反省であり、我々にも多くの有益な示唆を与えるものである。かゝる過去十数年間の実績に関する反省は、ロブソンのみでなくイギリ

(1) William A. Robson, *Nationalized Industry and Public Ownership* (London: George Allen and Unwin, 1960), p. 479.

スの労働党及びその他の社会主義者達によってもなされたが、このことは彼等の中で将来の国有化の方針に就いて多くの変更ないし異論をもたらした。C. A. R. クロスランドは、この点に関し *The Future of Socialism*, 1956. の中で次の如く云っておる。

「国有化の将来に就いて、左翼政党の間でこれほど意見がまちまちであるのは、過去一世紀をふり返って見て今度が最初である。⁽¹⁾」

このように評価については可成りまちまちである所の国有化産業を研究しそれを正しく評価するためには如何なることが必要であるか、この方法論的な反省を若干行なうことが本稿の目的である。かゝる方法論的な反省が行なわれて始めて、それぞれの政治的立場を超えて、国有化産業の成果をより客観的に評価することが可能となるであらう。イギリスのみならず世界の資本主義国に於いて産業に於ける公的部門の比重が一般的傾向として増大しつつあることが指摘され、国家と産業との関聯が一層緊密になりつつあると云われておるが、かゝる時にイギリスの国有化産業を客観的に評価すると云うことは、単にイギリス経済の理解のためだけでなく、およそ経済政策の正しい把握のためにも必要なことであらう。

2. 反省の一、イギリス資本主義の特殊性との関聯

反省の一つは、イギリス国有化産業の研究も、イギリス資本主義の特殊性との関聯においてなされねばならぬと云う点である。産業国有化が一般に資本主義の発展段階に密接に関係していることは、マルクスを始めシュンペーター等多くの学者に依って主張せられておる。マルクスは生産力の発展に伴い生産はますます社会的となり、大規模生産が一般化するが、生産手段が依然として私的所の下にある限り、この生産の社会的性格と所有の私的性格の間の矛盾は激化し、その矛盾は最後にはプロレタリア革命となって爆発し、

(1) C. A. R. Crosland, *The Future of Socialism* (London, 1956), p. 406.

生産手段の私的領有は廃止され、国有化が実現せられると考⁽¹⁾えた。J. A. シュンペーターも資本主義の成熟に伴って、企業者職能の果たす役割が衰退し次第に社会化の方向をたどることを主張し、更にそれがイギリスでは如何なる産業部門に於いて実現せられ得るかを説明しており、マルクスとは極めて異なった視角からではあるが、国有化を資本主義との関聯において眺めて⁽²⁾おる。

しかし私がこゝで主張したいのは産業国有化を単に資本主義一般と云う抽象的な段階ではなく、やはりイギリスならイギリスの資本主義と云う特殊の乃至具体的な段階において考察することの必要性である。なるほどシュンペーターの社会化成熟論においては、イギリスの例があげられておるが、やはりそれも資本主義が最も成熟の段階に達した国の例としてあげられておるのであり、イギリス資本主義の特殊性がことさらに取りあげられておる訳ではない。

このやうな資本主義成熟論から国有化を見て行くことは、結局いかなる条件が揃った時に社会化乃至国有化されるかの一般的な契機を探るためには良いが、国有化の実績が積み重ねられその功罪が論ぜられねばならぬ時には、それでは不十分なものとならざるを得ないであらう。なぜなら、国有化産業部分は公的部門 (public sector) の中の一部として存在し、その公的部門が私的部門 (private sector) と対立して存在しておる混合経済 (Mixed Economy)⁽³⁾ においては、公的部門が私的部門に影響を及ぼす以上に、私的部

(1) 『空想から科学への社会主義の発展』第三章参照。(大月書店、マルクス＝エンゲルス選集第十四巻) p. 473. しかしエンゲルスは、すべての国有化が必ずしも社会主義を目指しておるものでなく、中には資本主義の強化を目的とするものがあること(いわゆる『ビスマルク的国有』)を指摘しておる。

(2) J. Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy* (Harper & Brothers, 1949). 中山・東畑共訳『資本主義・社会主義・民主主義』中巻, 昭26年。第十九章参照。及び阿部源一『社会化発展史論』(昭和29年)第二章 社会化成熟論参照。

(3) 今日のイギリス経済に於いて、公的部門が占める比重を、粗固定投資額で見ると、1960年に私的部門は約24億ポンド(個人が約8億ポンド、会社が16億ポンド) *

門が公的部門に影響を及ぼす程度の方が、はるかに大きいからである。私的部門は勿論圧倒的な比重において資本主義的生産様式が採用されておる訳であって、この私的部門の性格乃至特殊性がこの公的部門に影響を及ぼしておるのである。

イギリス国有化産業を評価する際には、イギリス資本主義の趨勢を念頭におくのでなければ、正鵠を得ることはむづかしいであらう。確かに国有化はイギリス資本主義の成熟の結果として生れて来たものであり、資本主義の論理の必然的結果として成立したものであらう。従って国有化せられることによって一面イギリス資本主義が規定せられ変容を受けることは確かであるが（例えば国有化産業の価格政策・投資政策・賃金政策によって）、他面イギリス資本主義の性格もまた国有化産業の凡てに大きな影響を与えておることも否定し得ない所であらう。イギリス資本主義の性格——海外貿易・金融・財政・人口・労働力・資源・産業構造等——がそれぞれに国有化産業の成果を規定しておるのである。従来の研究は、国有化産業それ自体を詳細綿密に分析したものか、或るいは国有化を一つの計画経済のモデルと考え、これが如何にイギリス経済に影響したかを分析したものが多かったが、イギリス資本主義の性格及び特殊性が逆に如何にイギリス国有化産業を規定したかを調べたものは少なかったと云えよう。この点で、勝れた分析を示したのは W. A. Robson の *Nationalized Industry and Public Ownership* 1960 であらう。W. A. Robson 自身は行政学者であるが、この本には類書に見られない国有化産業自体に関する豊富な観察と、さらにそれを取りかこむ現代イギリス資本主義の諸特徴が可成り明白に浮き彫りされており、国有化産業が過去十数年間で果した業績の評価においても、それを取り巻く資本主義的環境がどう

* であるが、公的部門は16億6000万ポンド（公社が約8億ポンド，中央政府が2億6000万ポンド，地方当局が6億ポンド）であり，その比は約3：2である。

HMSO, *National Income and Expenditure*, 1961. Tab. 48.

(1) 前者の傾向として布目真生『英国国有化産業の研究』（東洋経済新報社，昭和37年）が挙げられ，後者の例としては，加藤寛・丸尾直美『社会化と経済計画』（理想社，昭和35年）があげられるであらう。

であったかを絶えず念頭においておる。従って Robson の国有化産業に関する分析は、経済理論家がやゝもすれば陥りやすい経済計画に関する空疎な理論の空回りからも、また一定の政治的立場の人が国有化産業に関して容易に抱き易い過大または過少の期待からもまぬがれておる。

例えば国有化産業の経営単位である公社が多く巨大独占体であって、そのために非能率・官僚主義が生じ大臣の公社に対する監督が不十分であると云う批判に対し、Robson は反論して小規模な経営単位の公社が必ずしも良いとは限らず、競争が常に独占に勝っておるとは限らない点を強調して次の如く述べ私的部門と比較を行っておるが、これなども Robson がイギリスの産業構造の特質を理解した上で国有化産業を観察したものであると云うことが出来る。⁽¹⁾

「しかし、公企業と私企業との相違は、単純に独占と競争の相違に帰せしめる訳に行かない。イギリス産業の多くの重要部門において、競争に対する信念は最早経営者の間にも労働組合の間にも見られない。競争のもたらす多くの重要な影響を除去するために、独占的慣行 (restrictive practice) の網の目が重要産業部門のみでなくより劣った部門においてもやはりめぐらされておる。イギリス鉄鋼業は、国有化される前には、イギリスの産業の中で最もカルテル化されていた産業であった。この鉄鋼業の国有化も、更にそれに続く非国有化も、イギリス鉄鋼業のこの性格には何らの影響も与えなかった。……………」

公社の如き法的に規制された独占体の持つ権力の方が、事実上は数個の私的企業が協定 (*trade association*) に依って行なう独占的慣行の持つ権力に比較して大きいことは私も否定しない。しかし後者の、競争をたとえ抑圧しないにしても制限する累積的效果はしばしば極めて大きい。……………」

大臣はたしかに公社の委員会を適正に判断するために必要な知識や、そしてありきたりの事柄を除いた他の事柄に於いて委員会の主張に打ち勝つのに

(1) W. A. Robson, op. cit., pp. 128—129.

必要な技術的知識を有っていない。このことは確かに本当であるが、しかし同様に私企業に就いても、独占的慣行に依って高度にカルテル化されておる場合、——これが今日のイギリス私企業に於いて一般的な姿であるが——彼等を統制する能力をすでに我々が充分もっておるとは云うことは出来ない。これも否定し得ない事実である。」

以上のやうな観察から、Robson は一見矛盾するような政策的提言を行っておる。第一には私企業自身の内部ですら競争意識が少な過ぎるのであるから、公社が単一の完全独占体となつては、ますます競争排除の傾向を強める恐れがある。従つて能率を高めるためには巨大独占の形式を廃止して、競争の増大が可能になるように部分的国有化が試みられねばならぬ。(例えばフランスのルノー自動車製造の如く。) 第二にはしかしだからと云つて国有化産業の経営単位を小規模に分割し、その間に競争を増大させ官僚主義を防止するよう努めることは、第一の主張にも拘わらず、必ずしも常に最良の政策とは云えない。条件さえ揃えば、巨大独占体に依る国有化産業の経営は望ましい。このように Robson の考え方は一見矛盾するようであるが、之も Robson が一定のドグマに捉われず、イギリスの産業構造の現実の姿から、特に私的企業間に於ける競争と独占の関係から、問題を柔軟にとらえておることから来ておるのである。

かくの如く W. A. Robson の考え方は、私企業との関聯において国有企業を観察し分析しておる点に特徴がある。しかし Robson 自身が行政学者であるために、多くの重要な経済的側面——特に金融・財政・国際経済等——における考察が極めて不十分であることは否定し得ない所であり、こゝに従来のイギリス国有化産業の諸研究における空白があるように思う。

かつて K-Cohen が述べた如くに、1945年以後に国有化の法案が通過成立した時、当時の労働党政府の手許には国有化に関する詳細な見取り図は殆んど無く、国有化は当初単に公社の委員会を設立し、旧株主への補償の準備をするだけに過ぎなかつたのであるから、⁽¹⁾ 国有化それ自身は当初から経営組織

(1) Kelb-Cohen, op. cit., p. vi.

そのものの一挙的な革新を目指した訳ではなかったと云えるであらう。それだけに私企業時代のさまざまな遺産が、国有化以後にも引きつがれたであらうことは間違いない。従って私的部門に於ける産業能率、私的部門に於ける産業体質、そこで働く労働者のエトス等は国有化産業自体に深く影響を及ぼしておるであらう。国有化によって一挙に何かが革新的なものとしてもたらされたのではなく、むしろ私企業時代の在り方が基礎にあってその上に、私企業時代乃至国有化以前の経営組織ではなし得なかった何物かが徐々にもたらされたと考える方が、イギリスの国有化産業をより正しく理解する方法であるように思う。イギリスのような過去との断絶が極めて少なく、歴史は常に徐々たる歩みを示す国においては、如何なる新しい変化も絶えず過去との密接なつながりをもっておるのであって、このことはイギリスの戦後の国有化政策にもあてはまるであらう。

3. 反省の二．戦後イギリス資本主義の課題との関聯

今迄の反省は、国有化産業を、イギリス資本主義が過去2世紀の間歩んで来たその長い歴史的な過程と、そしてそれが作りあげた強固な特殊イギリス的な伝統ないし地盤の上で、考察することの必要性を述べたものであり、この点で重要なことはイギリスが資本主義の母国として世界で最も長い産業発展の歴史を有し、産業の年齢が最も古いものであること、そして更にかつて龍大な植民地を有し植民地帝国として発展し来たイギリス資本主義の性格、これらを念頭に置くことであらう。

しかしイギリス国有化産業の成果を論ずるには、単にこれだけでは不十分であらう。今迄の反省はいわば過去の歴史的な歩みの中において国有化産業をとらえようとするのに対し、第二の反省は、国有化産業を現代のイギリス資本主義が直面しておる課題にピントを合せて観察しようとする。

戦後のイギリス資本主義は戦前とは異なった種々の課題に直面しておる。即ち成長率の一層の増大・国際収支の改善・完全雇用の実現に伴う諸問題—

例えば労働力不足・国内インフレの克服—技術進歩に伴う産業体質の改善・投資配分の問題・等々があげられるであろう。

現在の国有化産業は、国有化に伴う新しい自己自身の困難な諸問題の解決の他に、更にイギリス資本主義が現在直面しておるこれらの新しい課題の解決にも協力して行かねばならぬ状況にある。従って国有化産業の功罪並びにその将来に就いては、今日のイギリス資本主義が直面する課題の解決に如何にこれらの産業が寄与し貢献しておるかの問題が決定的なものとならざるを得ないであろう。なぜならたとえ国有化が古い問題——例えば石炭労働者の生活水準の改善・労使関係の改善——を解決し得たとしても新しい問題を解決するのに障害になるか、または何らのプラスももたらさなかったとするならば、それは成功とは云えないであろうから。

この点に関して A. J. Youngson は *The British Economy 1920—1957* で次のように述べておることは教訓的である。

「1945年に選挙された労働党政府は、国有化の多様な諸計画を実施することを約束し、労働党の支持者の大多数は之に多大の希望をかけた。これらの諸計画は、社会主義的思想に依れば、石炭業・電力業・輸送・鉄鋼業等の大規模な基礎産業を含んでおった。これらの産業の国有化は、イギリス経済の非常に多くの部分が従来よりもより一層政府の直接的統制の下におかれること、更に最早利潤動機ではなく公益動機にもとづいて運営されることを意味する。しかしながら次第に次のことが明らかになった。即ち利潤追求に基づく行動と公益のためになされる行動との間には多くの人々がかって考えていたよりは僅かの差異しかないこと、そして更に国有化はそれ自体若干の解決困難な問題を提示するに至ったことである。更にまた次のようなことも徐々に明らかになった。即ちイギリスの将来は、基礎産業の再組織化に成功するか否かの問題よりも、新興の諸産業を如何にうまく発展せしめるかの問題により一層かゝっていると云うことである。そしてこれらの新興産業こそはその生産物を海外の競争市場に売り出すことが出来、また1952年以来とみに豊

かになりつつあるイギリスの大衆が購入したいと希望する自動車や、テレビやナイロンの靴下やその他の商品を国内市場向けに生産出来るのである。⁽¹⁾」

イギリス経済が特に戦後の課題として直面したものを挙げるならば、次の如きものがあるであろう。

- α) 慢性的な国際収支の赤字の改善、そして国際通貨としてのポンドの強化。
- β) 戦後の長期に及ぶ需要の過剰と慢性的インフレーションとに対処すること。
- γ) 経済成長率をより高めること。

総じて国有化の長所は、インフレ基調の経済よりはデフレ基調の経済において発揮出来るように思われるのであるが、相憎戦後のイギリス経済は一貫してインフレ基調であり需要の過剰と投資資金の不足とが特徴的であった。そして完全雇用が成立し福祉国家として高い税金が一般化しており、ポンド危機が生じ易かった訳である。かゝる経済環境において国有化が如何なる役割を果たしたかこそは究明せられるべきであろう。既にイギリス経済の成長と国有化産業との関聯に就いては PEP. *Growth in the British Economy* 1959. が若干扱っており、そこでは国有化産業の投資効率の問題と国有化産業の価格政策が批判されておるが、この点の一層の究明は極めて必要である。更に戦後イギリスのインフレーションと国有化産業との関聯で、戦後の国有化産業の投資政策が批判せられねばならぬが、この点に就いては R. F. Harrod, *Policy against Inflation*, 1958. が論じており、拙稿もそれを試みた。⁽²⁾

(1) A. J. Yonngson, *The British Economy 1920—1957* (London ; George Allen & Unwin Ltd., 1960), p. 187.

(2) 「イギリス国有化産業投資と金融市場」(I) 及び (II)。小樽商科大学「商学討究」第13巻第1号、及び第13巻第4号。

4. 反省の三. 経済政策手段の発展

戦後イギリスが行なった国有化政策に就いては、今日いわば反省期にあり従って社会主義を信奉する人々の間でも国有化の将来に就いては色々と異論があることは既に述べた如くである。こゝでは産業国有化が将来如何なる方向をたどり如何なる形態をとり得るかの将来をめぐる問題を考察したいが、それに就いては次の点が考慮されるべきであろうと思う。即ち経済政策手段が近年多様化したことである。

国家の経済に対する統制干渉の量は過去30年間に著しく増大したが、その干渉の方法においても比較にならぬ位に豊富になった。C. A. R. クロスランドが述べておるように最早所有権における変更が、社会主義的目標を実現するための不可欠の条件とは云えなくなっておる。かつて国有化に依らなければ実現され得ないと考えられていた諸目的——例えば、産業の統制・独占利潤の廃止・産業民主制の実現・投資の統制——は、今日では他の諸手段に依っても多く実現され得るものとなっている。産業国有化の将来を卜するためには、そもそも国有化思想が如何なる時代的背景の下に成立しその目指した所が何であったかを再考すると共に、過去50年間において時代的背景は如何に変化しそして経済政策はどのように豊富になり、また発展して来たかを吟味することが必要である。

この点で J. W. Grove が近著 *Government and Industry in Britain 1962.*⁽¹⁾ で次のように述べておるのは参考になる。

「必要な政治的意志さえ持つならば、私企業を統制するために政府がなし得ることがらは今日では多くなっておる。……〔私企業生産の〕コストと価格とは輸送費と動力費によって可成りの影響を受けるが、このいづれの費用に対しても政府が厳格な統制力を発揮し得る。利潤は税制によって影響を受けており、販売市場の大きさは月賦販売の統制と物品税とによって影響され

(1) J. W. Grove, *Government and Industry in Britain* (Glasgow ; Longmans, 1962), p. 75.

る。実業人はあれやこれやの方法をえらぶようにすゝめをうける。即ち彼等は補助金を受けることも出来るし、輸出に関するサービス、研究開発に対する公的支出、投資課税控除 (Investment Allowances) 等を受けることも出来る。彼等は外国からの競争及びダンピングに対する保護を政府に頼って受けることが出来、また外国関税の減少と諸外国の課する差別的制限撤廃を実現するために政府に依存することも出来る。彼等の〔独占的な〕協定は公的機関によって検査され、場合によっては法律により禁止されうる。彼等は彼等の外国企業との取り極めが、もしスターリングの移動を含むものとすれば、そして彼等の会社の経営とその財政とがその取り極めによって影響を受けるとすれば、かゝる取り極めは政府の許可なしには結ぶことが出来ない。」

かくして Grove は今日のイギリス経済は混合経済であり、その特長の一つを「私企業はその生産と消費に就いて自由資本制生産の時代よりもより少ない自由しかもたないが、他面公企業は、中央集権的社会主义企業よりも、政府からの拘束からより多く解放されている」所に見出して⁽¹⁾おる。かゝる混合経済において、他の経済政策手段が果し得ないような国有化政策独自の機能が一体何であるかが改めて問い直されねばならぬであろう。もし産業国有化の機能のすべてが、他のより良い政策手段によって果されうるとすれば、国有化政策は既に時代遅れの政策であろうし、また逆に新しい混合経済の局面に於いて、国有化が何か新しい機能をもつに到ったとするならば、それこそが訊ねられるべきであろう。Grove は、戦争直後の労働党政府下において政府の政策は、直接的な物的統制が非常に多く、所謂「計画経済」(planned economy) の色彩が濃厚であったが、1954年頃から間接的な政策——特に金融政策——の比重が極めて大きくなったことを主張して⁽²⁾おる。このような政策の比重の変化と云うことも無視し得ない要素であろう。

(1) Ibid., p. 74.

(2) Ibid., p. 428. 及び p. 64.

5. 結 び

以上イギリス国有化産業研究の方法論において従来軽視されていたと思われる点をあげて見た。国有化政策が将来如何なる方向を辿るかは、現代資本主義の動向を探る上に於いて極めて重要であろう。イギリスの国有化産業が期待した程の実績をあげなかったと云われておるが、イギリス産業国有化の功罪を云々する際には、少くとも上述の三点を考慮する必要があるであろう。

ただ最後にこれらの反省と切りはなし得ない重要な問題が一つあることを指摘しておきたい。それは即ちマルクスの云う生産力の増大のもたらす生産関係の変化の問題である。最近の著しい技術革新は、オートメーションや原子力エネルギーの平和的利用によって代表されるが、これらの技術的発明ないて変化がいかん生産関係を変化させつつありまた変化させるであろうか？これは単にイギリス一国の資本主義に限らず、現代資本主義（及び現代社会主義にとっても）のもつ最大の課題であろう。この問題は上述の三つの反省よりも一層理論的でまた基本的な問題であるが、問題の考察及び展開は後日に譲りたい。

(1963・4・29)